

令和 3 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(3 月 定 例 会 議 事 録)

令和4年3月10日(木) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 5. 仁木 紹祐 | 6. 尾島 宏明 |
| 8. 坂本 弘治 | 9. 筒塩 清美 | 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 |
| 12. 大塚 毅 | 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 |
| 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 | 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 |

欠席委員(3名)

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 3. 池田 幸正 | 4. 堀江 政由 | 7. 小島 仁太郎 |
|----------|----------|-----------|

事務局(6名)

吉田 局長	高橋 次長	濃野 主幹	定兼 主査
亀澤 主任	今井 主事		

議 事

- 議案第 93号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 94号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 95号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 96号 非農地証明願承認について
- 議案第 97号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 98号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 99号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 議案第100号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 報告第 18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 19号 農地改良届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和4年3月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、7番小島委員から欠席の連絡を頂いております。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様、ご苦労様です。これから農作業が始まってきますが、農作業中の事故等については十分注意をお願いしたいと思います。

太 田 委 員

また、例年4月には総会が開催されておりますが、コロナ禍であり、市内の感染者数も増加している状況です。そういった状況を鑑み、総会については書面決議をし、5月に開催する予定としております。最適化推進委員等については地区単位の説明ができたらと思っております。

それでは議事進行を始めます。先程行われました運営委員会から報告を太田運営委員長よろしく申し上げます。

先ほど開催されました第12回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございます。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。12番大峪委員、13番吉野委員よろしく申し上げます。

事務局（津山）

それでは、議案第93号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第93号の説明をいたします。

今回、津山地区から6件、加茂地区から2件、勝北地区から4件、久米地区から4件、合計16件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、綾部の85歳の男性から、同じく綾部の50歳農業兼会社員の女性への、親子間の贈与による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、綾部の85歳の男性及び綾部の83歳の女性から、同じく綾部の50歳農業兼会社員の女性への、親子間の贈与による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、埼玉県鶴ヶ島市の74歳の男性から、三浦の78歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、日上の85歳の男性から、同じく日上の55歳会社員の男性への、親子間の贈与による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、国分寺の60歳の男性から、日上の54歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-6についてですが、兵庫県神戸市西区の61歳の男性から、大篠の45歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局（加茂）

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、川崎の71歳の女性から、大阪府貝塚市の64歳農業の男性への、増反による所有権移転です。譲受人は、令和3年9月に加茂町百々の農地付空き家を購入し、令和3年9月定例会議案第43号で議決されております。この度の申請は、令和3年9月に購入した農地に隣接した農地付空き家を購入するものです。住所は貝塚市ですが、今後の状況を鑑みながら、まもなく移住してこれられるとのことです。申請地の区域については、2月定例会議案第91号で議決され

事務局（勝北）

た、区域の実情に応じた農地として、下限面積引き下げ分になります。

続きまして2-2についてですが、加茂町公郷の67歳の男性から、加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への贈与による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、新野山形の88歳の男性から、西下の51歳公務員の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、4-2についてですが、苫田郡鏡野町の66歳の男性から、大吉の69歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、4-3についてですが、兵庫県神戸市垂水区の74歳の男性及び広島県安芸郡府中町の75歳の女性から、上村の67歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、4-4についてですが、北園町の66歳の男性から、原の63歳農業の男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請4件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

令和4年3月10日開催農業委員会発言原稿（農地法3条 久米地区分）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、倉敷市の62歳の男性から、坪井下の73歳農業の男性への贈与による所有権移転です。

続きまして5-2についてですが、倉敷市の62歳の男性から、坪井下の73歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして5-3についてですが、岡山市北区の90歳の男性から、油木北の36歳社員の男性への増反による所有権移転です。

続きまして5-4についてですが、京都府京田辺市の81歳の女性から、神代の53歳社員の男性への贈与による所有権移転です。

以上、久米地区の申請4件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第93号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

高 山 委 員

14番高山です。1-1から1-3についてご説明します。1-1及び1-2については、親子間での生前贈与による所有権移転となります。綾部と堀坂に農地を所有されており、全て確認し問題ありませんでした。1-3について、譲渡人が埼玉県在住の方で、地元に戻ってきて農業を行うことは不可能であり、申請地周辺の農地を管理されている譲受人へ所有権を移転するものです。譲受人の所有農地は適正に管理されております。よろしく願いいたします。

坂 本 委 員

6番坂本です。1-4から1-5についてご説明いたします。1-4については、親子間での贈与、1-5については、親族間での要望により所有権を移転するということです。譲受人については、どちらも農業に支障なく携わっておりますので問題はないと思われま。

長 森 会 長

1番長森です。1-6ですが、譲受人の方は元気に農業をされており、特段問題ないと思います。よろしく願いいたします。

寺 元 委 員

10番寺元です。2-1については、下限面積を引き下げて申請されたもので、

	貝塚市から移住の準備で津山市に来られ、所有している農地の管理もされております。問題ないと思います。2-2ですが、所有者の関連法人へ所有農地の全てを移転するという事で問題ないと思います。
岡田委員	11番岡田です。譲受人が借りて耕作しておりましたが、所有者の方が労力不足のため、そのままお譲りされるということで問題ありません。
植本委員	16番植本です。5-1についてですが、昨年新規就農し、農業をされていますので問題ないと思います。5-3、5-4、5-5についてですが、受人が同一のため一括して説明します。いずれもしっかりした営農計画書が提出されておりますので問題ないと思います。
大峪委員	12番大峪です。5-6、5-7についてですが、先ほどの事務局の説明のとおり問題ないと思います。5-8につきましても、一生懸命農業をされていますので問題ないと思います。
太田委員	18番太田です。5-9について説明します。申請地と耕作地について荒廃している農地もなく、問題ありません。
長森会長	ありがとうございました。事務局の説明ならびに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
	賛成多数ということで、原案通り承認します。
事務局（津山）	続きまして、議案第78号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第94号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、勝北地区から1件の合計2件の申請です。議案書のページは8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・二宮の宅地、892㎡の追認案件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場で、施設の概要は露天資材置場、全高3.5m程度の車庫、倉庫等5棟及び進入路です。転用事業者は、二宮にお住まいの72歳農業の男性です。転用事業者が昭和62年に法人化した会社の資材置場、車庫などに使用してしまっていたもので、その是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、北側は隣接地の方が高く、南側は擁壁及び角フリュームが設置されており、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ると問題ないものと考えます。 津山地区分の説明は以上です。
事務局（勝北）	続きまして、勝北地区の説明をいたします。 4-1番・大吉の宅地、752㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農業用倉庫で、施設の概要は全高4.1m程度の農業用倉庫等3棟及び露天資材置場です。転用事業者は大吉にお住まいの37歳農業の男性です。平成23年頃に資材置場が手狭となり、申請地に農業用倉庫等を整備していたものですが、農地法の手続を理解しておらず、手続を行っていなかったことから是正のため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側と西側は隣接地と高低差はなく、東側は市道及び側溝があり、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。川東町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目

議案第94号の説明は以上です。
 はい、ありがとうございました。続きまして、地区担当委員から、ご意見を願
 いします。
 1番長森です。1-1、1-2、1-3について説明します。いずれも事務局か
 らの説明のとおり問題ありません。
 只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等あります
 か。
 *
 ありません。
 ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いしま
 す。
 *
 < 多数、挙手 >
 はい、賛成多数という事で原案通り承認します。
 続きまして議案第80号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局
 から説明をお願いします。
 それでは、議案第95号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転3
 件の申請です。議案書のページは9ページです。
 1-1番・山北の田、462.00㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都
 市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画
 です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められて
 いる地域です。転用事業者は川崎に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社
 で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については北側・西側に道路
 側溝、南側は既存擁壁があり、東側に新設擁壁を設け、雨水排水については、溜
 枒を設け、既存の排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防
 止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出
 を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないもの
 と考えます。
 続きまして、1-2番・総社の畑、165㎡、所有権移転の件についてです。農地
 区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般
 住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.3m程度の居宅1棟で、建ぺい率
 は40%です。転用事業者は総社にお住いの45歳会社員の女性です。現在、実家
 にて両親とともに居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、将来の
 ことを考え、実家近くの申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するもので
 す。転用にあたり、境界部分については、隣接地と高低差はなく、雨水排水につ
 いては、既存排水枒から排水し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流
 出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社国府団地町内会か
 ら差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的
 は農地区分から見て問題ないものと考えます。
 続きまして、1-3番・院庄の畑、250㎡、所有権移転の件についてです。農地
 区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的
 は、運動場です。転用事業者は院庄にお住いの47歳自営業の男性です。転用事
 業者は、個人事業主として、スポーツ医学を基にした運動指導を自宅の一室を利用
 して行っており、実技指導を行う運動場を整備するため、自宅に隣接する申請地を
 譲り受け転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側・東側には
 既存擁壁があり、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周
 囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から
 差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、
 転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。
 議案第95号の説明は以上です。
 ありがとうございます。続きまして、担当委員からご意見を願
 いします。

大 山 委 員	1区大山です。1-1から1-4につきましてご説明いたします。4件とも町内会、水利組合等から同意を得ておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
高 山 委 員	14番高山です。1-5について説明します。以前から違反転用状態であり、今回所有権も変わることによって問題が解消したということになります。よろしくお願いいたします。
小 島 委 員	7番小島です。1-6から1-9までですが、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
長 森 会 長	1番長森です。1-10について、特に問題ないと聞いております。1-11は一般住宅になりますので特に問題ありません。よろしくお願いいたします。
井 家 上 委 員	2番井家上です。1-12について、施設の拡張ということで問題ありません。1-13について、第2種農地となりますが、問題ありません。よろしくお願いいたします。
仁 木 委 員	5番仁木です。1-14について、住宅地の中にある農地で、第3種農地となり問題ありません。よろしくお願いいたします。
長 森 会 長	1番長森です。1-15について、一般住宅ということで特段問題ありません。よろしくお願いいたします。
植 本 委 員	16番植本です。5-1について、施設の拡張ということで問題ありません。よろしくお願いいたします。
長 森 会 長	事務局の説明ならびに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
	* ありません。
長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
	* 《 多数、挙手 》
長 森 会 長	賛成多数という事で原案通り承認します。
	続いて議案第81号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
尾 島 委 員	6番尾島です。4-1ですが、家を新築で建てた際に、そのまま雑種地として利用しており、農地法を失念していたとのことで、やむを得ないと思います。4-2ですが、平成前半頃まで日本原で製作所を営んでおられ、その時に土場として使用されていたようで、やむを得ないと思います。4-3ですが、昭和44年頃に家を建てられて、農地を宅地として利用していたということで、やむを得ないと思います。4-4ですが、農地法を失念していたとのことで、昭和45年頃に家を建てられており、やむを得ないと思います。
長 森 会 長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
	* ありません。
長 森 会 長	ないようなので採決に移ります。本案について賛成される方は挙手をお願いします。
	* 《 多数、挙手 》
長 森 会 長	賛成多数ということで本案は原案通り承認いたします。続きまして、議案第82号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。議案の説明の前に事務局から説明があります。事務局、お願いします。
事 務 局	失礼します。議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思っております。誤植箇所につきましては、18ページの議案第82号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての申請番号が誤っておりました。申請番号1-2が重複しておりますので、2つ目の方を1-3へ訂正いただき、続いて1-3だったものを1-4へ、1-4だったものを

			1-5へ訂正をお願いします。以上、お手数ではございますが、よろしくお願ひします。
長	森	会	長
大	山	委	員
			それでは筆頭者の説明をお願いします。
			1区大山です。1-1について説明します。父親がお亡くなりになり、相続の手続きをしていた時に判明したものです。道路を拡張した際の土地が残っていたということで、現地も周辺の山林と同じような状況になっておりました。
高	山	委	員
			14番高山です。1-2ですが、所有者が大阪に住所がある方で、管理ができないということで、代理人から申請がありました。現状を見て、原野状態であることを確認しております。よろしくお願ひいたします。
小	島	委	員
			7番小島です。1-3と1-4ですが、12月に推進委員と現地確認をしてきました。荒れてしまい、歩けないような状態です。よろしくお願ひいたします。
坂	本	委	員
			8番坂本です。1-5ですが、現地は大変荒れており、耕作ができない状態と判断しております。よろしくお願ひいたします。
仁	木	委	員
			5番仁木です。1-6についてご説明いたします。周辺は太陽光で整備していますが、ここだけが残ってしまったようです。よろしくお願ひいたします。
長	森	委	員
			1番長森です。1-7ですが、周辺がすでに荒れており、現地も原野化しておりますので、致し方ないと思います。よろしくお願ひいたします。
山	下	委	員
			19番山下です。12月に事務局と推進委員と現地確認してきました。状態はお手元にある写真のとおりで問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
長	森	会	長
			ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*	
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
			ありません。
			ないようでしたら採決に移ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
			《 多数、挙手 》
			賛成多数ということで、原案通り承認します。
			続きまして、議案第90号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局	
			議案の説明の前に取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。
			31ページの申請番号5-6についてですが、宮部下589番地のみ申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。31ページの申請番号5-6の宮部下589番地のみ申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。これに伴い、14ページの久米地区分の面積の集計が、62,777㎡から61,765㎡となり、総合計も、81,459㎡から80,447㎡となります。また合計についても、田については、266,762㎡から265,750㎡となり、総合計が288,807㎡から、287,795㎡となります。繰り返します。14ページの久米地区分の面積の集計が、62,777㎡から61,765㎡となり、総合計も、81,459㎡から80,447㎡となります。また合計についても、田については、266,762㎡から265,750㎡となり、総合計が288,807㎡から、287,795㎡となります。議案の訂正をお願いいたします。
			それでは、議案第98号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、14ページから33ページです。14、15ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区14件、加茂地区14件、阿波地区7件、勝北地区24件、久米地区15件の合計74件、所有権移転によるものが津山地区1件です。
			以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第98号の説明は以上です。
長	森	会	長
			はい、ありがとうございました。議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでござ

		<p>ございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>※</p> <p>《 多数、挙手 》</p> <p>議案第99号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。議案書のページは、34ページから35ページです。34ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、津山地区1件、勝北地区1件の合計2件です。</p> <p>以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第99号の説明は以上です。</p> <p>議案第100号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。議案書のページは、36ページから39ページです。36ページに集計表を載せております。議案第100号については、岡山県農林漁業担い手育成財団の中間管理権取得と受け手の配分を一括して承認するものになります。今回の利用権設定は、貸借によるものが、津山地区9件です。</p> <p>以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第100号の説明は以上です。</p>
長	森 会 長	<p>賛成多数ということで、原案通り承認します。</p>
事	務 局	<p>続きまして、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第18号について説明します。議案書のページは40ページから41ページです。今回は、相続によるものが5件10筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。</p> <p>その他詳細は議案書のとおりです。報告第18号の説明は以上です。</p>
長	森 会 長	<p>ありがとうございました。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>ありません。</p>
長	森 会 長	<p>ないようですので事務局から次回開催について説明をお願いします。</p>
事	務 局	<p>次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、2月の定例委員会ですが、令和4年2月10日木曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、2月の定例委員会ですが、令和4年2月10日木曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。</p>
長	森 会 長	<p>ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。</p>

(15:10終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
